

令和8年2月3日
財務部経理課

補助第216号線4号橋整備工事（下部工）請負契約変更

- 1 契約件名 補助第216号線4号橋整備工事（下部工）請負契約
- 2 相手方 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急・新館建設共同企業体
代表者 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急建設株式会社東日本建築支店
代表者 中村淳
- 構成員 東京都世田谷区鎌田二丁目12番13号
新館建設株式会社
代表者 新館豊浩
- 3 契約金額 議決金額 1,489,840,000円
既定金額 1,544,504,500円
変更金額 1,705,684,563円
- 4 工期 令和8年11月5日
- 5 変更理由 ① 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
② 工事に伴い発生した土砂が土壤汚染対策法の基準不適格土壤であることが判明し、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、搬出先の変更が必要となつたため。
③ 鋼管ソイルセメント杭施工時に、液状の余剰ソイルセメントが想定以上に発生したことにより、バキューム車による運搬処理が必要となつたため。